

## 平成27年7月農業委員会定例会議事録

召集年月日  
召集場所  
出席者

平成27年7月10日(金)  
西伯郡伯耆町溝口647番地 溝口公民館大会議室  
委員24名 (欠席者)加川委員  
事務局2名

1 開会宣告 事務局	午前9時30分 これより平成27年度第4回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	お忙しい中多数出席していただきありがとうございます。 7月に入ってから気候が定まらず梅雨がいつ明けるのか心配なところがあります。稲作について農協が見てまわっておりますが、例年より少し丈が短いようがあります。気温も昨年より低いようで肌寒い梅雨ではないかと思えます。 25日に農業委員会法、農地法の改正が可決されております。修正議案についても附則として可決されております。またTPPの交渉も始まっており輸入米が増えるのであれば、米価の値下がりが懸念されます。農業会議を通じて要望していきたいと思えますので、皆様の協力をお願いします。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、23番 森田委員・24番 小西委員にお願いします。
4 報告事項	
車議長	報告事項に入ります。各種団体の委員からの報告はありますか。
車議長	無いとのことですので、次に進みます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
	【報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	この件について、意見等ありますでしょうか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第7号 農地転換届について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 水はけの悪い農地で今後畑として利用されるそうです。
車議長	この件について、意見等ありますでしょうか。
岡委員	7月7日に山根委員と現地を確認しました。 民家のすぐ隣の農地であり何年も前から梅の木を植えたり畑として利用されている農地であります。
山根委員	岡委員の説明されたとおりで今後も畑として利用いくそうです。
車議長	この件について、意見等ありますでしょうか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第8号 農地の転用に関する届出書について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 農業用機械倉庫として2a未満の転用ということで届が出されております。
木村委員	7月6日に永見委員と現地を確認しました。 周辺は全て申請者の土地であります。道路に面した農地で、いままでは集落の倉庫を借りていたが、今後は自分の倉庫を利用される予定です。
永見委員	木村委員の説明されたとおりで周辺の農地にも影響はないと思われます。
車議長	この件について、意見等ありますでしょうか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	①申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の影山哲己委員に説明をお願いします。
影山委員	30年近く前に農地の売買があり、その代替地として申請のあった農地を交換する話になっていたようだが、このたび登記を確認したところまだ登記をされていないので、今回登記を行うものです。

車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
事務局	②申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の美甘委員に説明をお願いします。
美甘委員	土地の所在は伯耆町であるが、所有者は南部町の方の農地であります。特に問題はないと思われます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	①届出内容の朗読。
車議長	地元委員の影山忠嗣委員に説明をお願いします。
影山委員	7月9日に妹尾委員と現地確認を行いました。 周辺には住宅が建ち並び、農薬を散布することについて苦情を受けている状態でした。このたび土地を売ってアパートを建てる計画があったため申請を行うものです。周辺には農地もなく問題はないと思われます。
車議長	妹尾委員の補足説明をお願いします。
妹尾委員	先ほどの説明のとおり、何の問題もないと思われますので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
事務局	②届出内容の朗読。
車議長	地元委員の妹尾委員に説明をお願いします。
妹尾委員	7月10日に影山委員と現地確認を行いました。 国道バイパスの工事の関係で移設が必要ということで、周辺の農地に影響はなく問題ないと思われます。
車議長	影山忠嗣委員の補足説明をお願いします。
影山委員	バイパスの雨水を当初井手に流す予定だったが、井手ではなく日野川に流すよう変更になったため、記念碑の移設が必要となった。周辺の農地に影響はなく適当と思われるので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第16号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	地元委員の畑委員に説明をお願いします。
畑委員	5月に転用の申請が出された案件であります。計画が来年の予定であり転用はすぐには難しいということで、転用の申請とお取り下げられ今回非農地で申請を行うものです。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)

	【議案第17号 農用地利用集積計画の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全15件の計画であり、田は3年未満が1,893㎡、3年以上6年未満が16,065㎡、10年以上が10,843㎡で合計28,801㎡ございます。畑は3年以上6年未満が3,549㎡、10年以上が3,158㎡で、合計6,707㎡でございます。合計35,508㎡です。 新規契約3件で、再設定が12件、賃借権は2件、使用貸借権は13件です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること 4. 対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること の要件を満たしていると考えます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
6 その他	
車議長	何か意見等ございますか。
車議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。
	次回の定例会は、8月10日(月)午前9時30分から開催します。
7 閉会	午前10時45分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

23番 森田 徹郎

24番 小西 憲昭